

## 1-1 策定の趣旨

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年(2015年)4月より施行されました。これにより、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

各自治体は、総合教育会議(※1)において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、策定した大綱に沿って、それぞれの所管する事務を執行します。

## 1-2 大綱の位置づけ

品川区の教育大綱は、区の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)の3年間を計画期間とします。また、教育行政等の変化に対応するため定期的に見直しを行っていきます。

「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を踏まえ、他の各種計画と整合を図り、区長部局と教育委員会が相互に連携・協力し、より効果的に施策を推進することを目的として策定します。

※1 区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、より一層の民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置する会議です。

品川区教育大綱の位置づけ

